

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会会議録

平成23年7月15日（金）

午後1時30分から午後3時30分まで

県庁： 9階 第1会議室

配布資料

次第及び宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会名簿，同事務局名簿

資料1：平成23年度ニホンザル保護管理事業実施計画（案）

資料2：平成23年度牡鹿半島ニホンジカ保護管理事業実施計画（案）

資料3：平成23年度宮城県イノシシ保護管理事業実施計画（案）

資料4：平成23年度宮城県ツキノワグマ保護管理事業実施計画（案）

1 開 会

始めに、事務局が開会を宣言し、委員16名を紹介後、川名自然保護課長からあいさつを申し上げた。

2 あいさつ（川名自然保護課長）

続いて、事務局が配布資料の確認を行った後、定足数の報告が行われ、委員16名中14名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障がないことから公開で行うことを説明した。

あいさつ（伊澤委員長）：この度は大震災のあとの様々な出来事の連続で皆様は大変な思いをされているなか御出席いただき感謝申し上げます。また事務局も突然の環境の変化が起きた中、4つの部会を先週末までで終わられて本日の検討評価委員会を無事開催したこと感謝申し上げます。ただ野生動物は待ったなしのところがあり、ちょっとでも手を抜くとあっという間に元に戻る。ここまで4つの対象動物も他県と比較しても良くコントロールできているのではないかと感じている。鳥獣問題に関して宮城県は先進県だと自負している。しかし、野生動物は機敏なところがあり、例えば沿岸部の津波で流された住宅地にウミネコが巣を作り卵をかえずなどあっという間に環境を利用する。本日は諸問題を踏まえ限られた時間のなかでより良い対策案を審議していただきたい。

事務局：宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会条例第4条第1項の規定に基づき以後の議事進行を委員長にお願いする。

3 議 事

(1) ニホンザル部会、ツキノワグマ部会、イノシシ部会、ニホンジカ部会委員の指名について

平成23年4月の人事異動等により交代があった委員について、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会条例第5条第4項の規定に基づき、伊澤委員長が部会委員の指名を次のように行った。

【ニホンザル部会】

○部会委員

- ・ 林業技術総合センター企画管理部長 岸野清

【ツキノワグマ部会】

○部会委員

- ・ 林業振興課長 佐藤好昭
- ・ 林業技術総合センター企画管理部長 岸野清

【イノシシ部会】

○部会委員

- ・ 丸森町農林課農政班長 引地誠
- ・ 仙台市環境都市推進課 杉野日陽子
- ・ 農業振興課長 高瀬修
- ・ 食と暮らしの安全推進課長 赤尾牧夫
- ・ 林業技術総合センター企画管理部長 岸野清

【ニホンジカ部会】

○部会委員

- ・ 森林整備課長 永井隆暁
- ・ 林業技術総合センター企画管理部長 岸野清

事務局より委員の名簿を配布

(2) 今回の震災による各特定鳥獣保護管理計画等への影響について

事務局：資料はないので口頭で説明します。

今回の震災で保護管理事業実施区域の市町村の中に津波などにより大きな被害を受けたところがある。イノシシの保護管理計画が所管する11市町の内、沿岸部の亘理、山元両町が津波被害で実績や計画の提出ができない状況である。またニホンジカの保護管理区域の石巻、女川の両市町も役場庁舎が被災して特に女川町についてはこれまでのデータが一切流失している状況である。後ほど(2)(3)の議題で説明しますが、特定鳥獣保護管理事業実施計画の平成22年度の実績及び評価、平成23年度計画について被災市町のデータがそろっていない。議題の(5)である各鳥獣保護管理計画についても上位計画である第10次鳥獣保護事業計画の計画期間の1年延長と合わせまして終期を平成25年3月31日までとすることを審議頂く。

委員長：何か質問はありますか。

(3) 平成22年度各特定鳥獣保護管理事業実施計画の実績・評価

(4) 平成23年度各特定鳥獣保護管理事業実施計画(案)

委員長：(3)(4)は関連項目ですので一括議題とさせて頂く。部会ごとに事務局から説明願う。

事務局：ニホンザル部会より資料1を説明。

委員長：何か質問はありますか。

阿部委員：確認ですが1点目は管理事業の実績で捕獲の目標数に対して大抵の市町村で実績が低いのはなぜかということ、2点目は今年度の目標の中にその点が反映されているのか。

事務局：1点目の捕獲目標に対し捕獲実績が低い件ですが、わなによる捕獲方法なので予想通りにいけば目

標数に達するのだが、野生動物なのでなかなか難しいこともある。2点目の計画に反映されているかという件は、目標については個体群から導き出す数字を基に出している。市町村ごとに反映させて目標を設定している。

委員長：他にありますか。

早坂委員：確認ですが1点目は資料1—4のP2、P3の新しい個体群が調査中との表記だが既存の群れが発見されていなかったのか、今まであった群れの分派なのかを把握しているかということと、2点目はP28の鳥獣被害アドバイザー職員の養成とはどういう立場の方がどういう資格でどのようなアドバイスをするかを想定しているかお聞きしたい。

事務局：1点目について資料1—4のP2の青下の群れについては平成22年度の県の委託調査で新しく発見された群れで、分裂した群れかどうかはこれから調査をしていくところで、P3の七ヶ宿の3群はおそらく山形から入ってきたと思われる。P28の鳥獣被害アドバイザー職員の養成は農業改良普及センターの職員をターゲットに従来の技術を地元の方に教えることのできる職員の養成を目指すと考えている。

委員長：他にありますか。

事務局：補足ですが、サル部会に関しては1年間の計画延長は認めて頂いたが、次の3期の鳥獣保護管理計画を策定するにあたり、短期的な視点、中期的な視点、長期的な視点から今までやってきた事業がどういう効果を発揮したかあるいは発揮しなかったのかを検証して計画に反映させるという意見をいただいている。

委員長：他にありますか。

玉手委員：サルの群れが比較的長距離を移動して群れが分かれることがあるとしたら、また山形の方から来ているとしたら、これをどう検証するかというと、特定の群れを調べてほしいと言うことであれば、私の方で宮城県からの受託で大型獣類の遺伝子解析をしていますので相談して頂けたら、こちらにデータベースがありますので検証は可能かと思えます。

資料1—4のP30の資料によると平成17年～18年、平成20年～21年、平成21年～22年に急激に増えているが保護管理計画はうまくいっているのかどうか。あと、ポピュレーションで個体数の変遷はわかるが被害金額の変遷の資料はないのか。

事務局：21年度～22年度の頭数の増加は七ヶ宿の3群が増えたのが一番大きい要因である。17年度～18年度は確認して報告します。被害額については農産園芸環境課で取りまとめをしているので作成することができる。資料には付けていないが、年度ごとの変遷という形でまとめることはできるのでこれからやっていきたいと思う。

玉手委員：この数でこれまでの保護管理計画はうまくいっていたのか。

事務局：ここ2～3年は被害金額が横這いで推移していると認識している。600万前後で推移している。仙台市と県で追い上げを行っているが、継続して実施しているので一定の効果があると分析している。今後の課題として、仙台市で実施している追い上げの手法が山間部の七ヶ宿では通用するかわからない。仙台市の場合は市街地から山に追い上げていくが、七ヶ宿のように全面山に囲まれているような地形ではどこに向かって追い上げていけばよいか検討する必要があるという部会の意見がある。

玉手委員：約700頭の増加がみられるが、これで大丈夫なのか危惧される。

委員長：補足すると、頭数の増加の一つは丸森町に原町個体群から進出しているのと、もう一つは南奥羽で個体群から進出しているのと七ヶ宿の3群が上から降りきているのが要因かと思われる。今まで確認されていた群れから分裂したであろう青下の群れとか本砂金の群れがある。また奥山に行く群れが急速に個体数が増えている。100頭以上になるとあっという間に頭数が増える。特に山間地で農作物

を食べる群れは個体数の増え方が著しい。一方ではその群れが里に下りてくるのを抑えるために追い上げを行うが、県南部の七ヶ宿、白石、丸森は追い上げに適する高い山がない。今までの群れの個体数の増加を抑えても、新しい群れの個体数で結果的に個体数の増加になる。これからの課題である。

事務局：農業被害額ですが農産園芸環境課が15年度から21年度までの数字を出しておりまして15年度は1,000万円弱、16年度は935万円、17年度327万円、18年度1,545万円、19年度2,238万円、20年度70万円強、21年度も75万円と波があるので捕獲頭数と被害額の関連性、被害作物の種類などは分析してみないと申し上げられない。

委員長：被害額は申告制なので客観的な基準がない。例えばサルが憎いと言うことであれば被害額も増えてくるし、今仙台はイノシシが圧倒的に憎い動物なのでイノシシの被害額が増加する分サルの被害が薄らぐ。その時の状況に応じて被害額も申告制であるし住民感情も含まれてくるので分析は難しい。申告の通り表にすると被害金額が少なくなったから良いという物でもない。これは他の野生鳥獣にもいえる。

八嶋委員：平成20年度から被害金額が減少しているのは作付けしてもサルとかイノシシの被害に遭うので農家の方が作付けしないからである。現地を確認してみると分かるが、私たち農家は手塩にかけた作物が被害にあってはくたびれ損だと最近では作らない方が多い。七ヶ宿、小原あたりの方は多い。私自身もイノシシの被害に遭っているの、目の届く範囲だけで作付けをしている

事務局：被害額を取りまとめている農産園芸環境課でも被害額は2カ年横這いの状態で伸びがない理由は耕作放棄の問題があると認識している。細かく分析していけば前年度作付け面積に対しての被害額、被害にあつて耕作放棄したのはどれくらいかデータがとれると良いかなと考えている。

委員長：他に何かないでしょうか。ないようなのでこの辺で質疑を終了しまして平成22年度宮城県ニホンザル保護管理事業実施計画の実績・評価を了承するとともに、平成23年度宮城県ニホンザル保護管理事業実施計画（案）について了承することとしてよろしいか。異議がないので原案を了承することといたします。

それでは次にニホンジカ部会の説明を願う

事務局：資料2説明

新規事業である個体数調整による捕獲の推進を説明。環境税を利用して実施。従来石巻市女川町単独で有害捕獲を行っていたのだが22年度11月からは捕獲目標数を1000頭から1500頭とし、市町村の有害捕獲、狩猟による捕獲、牡鹿半島周辺から半島外に出て行くシカを積極的に捕獲する。予算額は700万円で、ニホンジカ分は400万円で300万をイノシシ分とする。目標頭数は400頭で県の個体数調整に含まれる。グラフの資料は仮に20年度のニホンジカが4000頭いるとして21年度と22年度の捕獲実績を加え、そのあとの予想増加頭数のシミュレーションである。捕獲は猟友会に委託する予定。震災の関係で事業の執行を停止していたが、解除になったので早速実施したい。

委員長：何か質問はありますか。

玉手委員：今年は震災の影響で有害駆除の人手確保が厳しいと思われる。特にシカとイノシシに関しては分布が拡大しているので、捕獲努力については生息が拡大するところをなるべく抑えることを重点的にやる考え方もあると思われる。イノシシ部会では話が出なかったが、ニホンジカ部会ではどのような考えか。

事務局：ニホンジカ部会では、資料P2で半島の外で従来獲れていなかった箇所から獲れたために、半島外

に進出しているのではないかとかなり心配頂いた。猟友会でも実験的に河北の方で有害捕獲を行ったところ、頭数は獲れなかったが目撃数はかなりになる。石巻・女川と県の線引きは、万石浦から女川に向けて国道398号線の北側は県が実施し、南側の従来の半島の内部は石巻市と女川町に実施してもらうことになっている。

早坂委員：昨年も質問したが、いかに有害鳥獣でも動物に関して残渣と言われるとなかなか受け入れがたい。P9の残渣処理を適正に実施できる場合に限りとあるが、残渣処理ができない場合は捕獲頭数を増やせないということか。残渣処理に変わる有効利用の推進という考えは進んでいるか。昨年は検討すると回答されているがいかがか。

事務局：ニホンジカの有効利用ですが、昨年も説明したが、肉を流通させるための食肉衛生基準を本県はまだ作っていない。同じ環境生活部の中に食と暮らしの安全推進課があるので昨年度末に相談し決めていくことになっていたが、震災があって止まってしまった。兵庫県のマニュアルを入手済みでこれをたたき台に作るところで止まっている。適正な残渣処理の件ですが、牡鹿半島でハンターの方に制限なしで捕獲してもらうと必要な部位だけ持ち帰り、不要な部分は放置される可能性がある。穴に埋めるなり、持ち帰って焼却するなり残渣処理できる方はどれくらい獲っても良いということである。

斉藤委員：先ほどの事務局の説明では牡鹿半島は石巻市が担当と言うことだが、今年度大震災を受けて石巻の被害も大きいが今までと同じように対応できるのか。また、できなかった場合にニホンジカが増えることも予想されるが、県はどのように考えているか。

事務局：22年度までは行政の捕獲は石巻市と女川町のみで実施していた。被害の大きい牡鹿半島で捕獲していたわけだが、それだけでは足りないだろうと県が捕獲に乗り出して県が400頭獲ると事業化した訳で、昨年よりも捕獲圧が高まると思われる。

事務局：当初石巻市の有害捕獲がそのまま実施できるのかと大変心配していたわけですが、石巻市役所に確認したところ、ニホンジカが増えるのは市にとって大変なことなので今年度も有害捕獲は実施するとの意向であったため、猟友会とも調整し県としても実施することにした。

土屋委員：北の方でやったら良いのではないかとということですが、昨年の実績は解析していないのだが、狩猟で975から779に落ちている。これは震災前の話なので、2年間1000頭獲ったことの影響がある。それと同時に北上しているシカもいる。と両面でアプローチしないといけないかなと思われる。シカの有効利用ですが、各地どこでも失敗している。兵庫県は最終的には人間用ではなくペットフードにしている。牡鹿半島でこれを事業化するのはかなり困難だろう。一番効率的なのは穴に埋めてしまうことだろう。

委員長：他にないでしょうか。特にニホンジカは被災地と密接な関係のある場所なので大変だろうと思うが、22年度保護管理事業実施計画の実績・評価、23年度保護管理事業実施計画（案）について了承することについてよろしいか。

各委員：異議なし。

委員長：異議がないようなので原案を了承する。

次にイノシシについて事務局から説明願う。

事務局：資料3説明

補足だが22年度の実績で仙台市と山元町でイノシシ一頭の捕獲に対して5,000円の奨励金を県内で初めて創設して運用した。仙台市は23年度も継続して実施する。山元町は23年度どうか報告は来ていない。大河原ではわな免許の取得者に対する助成制度を創設して運用したが実績は上

がっていない。利用状況はゼロだった。23年度の実施計画書のP30でイノシシもニホンジカと同様に県の捕獲による個体数調整を行う新規事業を立ち上げている。考え方としては仙南、仙台のイノシシの獣害がひどいところもあるが、それよりも北の方で出没していてP25の捕獲メッシュ図で確認すると加美、大崎よりも北の栗原でも狩猟で捕獲されている。シカは1腹1子だが、イノシシは平均1回の出産に4.4頭生まれる。このまま放置すると県北西部でも仙南と同じ状況になると懸念される。県として22年10月に黒川郡以北の市町村を集めてイノシシ対策の危機意識の共有をするため情報交換会を実施した。県が何をできるか検討した結果、イノシシ捕獲のノウハウがない市町村に代わって県が個体数調整を行う。実際どれだけ生息していてどれだけ獲れるかわからないが、糞塊の痕跡とぬたうちの痕跡のデータを集めることを併せて捕獲も行う。

委員長：事務局の説明に質問等は。

亀山委員：P33だが安全対策に配慮したくくりわなによる有害捕獲の段階的実施とあるが、安全対策といってもくくりわなということは動物虐待に繋がり、一番ひどい状態での捕まえ方なのでペットでも足がちぎれたり、まして人間が知らずに踏み込むと大変なことになるので考えて頂きたい。10年前と比べてサルは2倍、シカは7倍位、イノシシに関しては70倍と劇的に増えている。被害状況を考えると捕獲もやむをえないのかなと思うが、くくりわなは使用しない方法で検討してもらいたい。有害鳥獣をみて農業被害を考えるとイノシシが一番ひどいのではないかな。全体をみて対策を考える必要がある。また、今回の大震災の津波でシカなども流されたのではないかな。仮設住宅を高台に作るために狩猟区と住居区分が重なり事故対策が必要ではないかな。原発問題で福島では家畜をあまり穴を深く掘らないで埋めているので衛生面で問題視されている。野生鳥獣を食用にする場合、放射性物質や疫病などの問題を解決して食の安全を確保しなければならない。

事務局：くくりわなの件ですが、口径が12cm以下であれば許可している。クマがいないところでは15cmまで許可しているところもある。ご指摘の通り、人がわなにかかるとは危ないのでわな使用者は免許を所持し講習を受けて免許を更新している。今まで人身事故の報告はないので、くくりわなによる人身被害はないと認識している。今後も気をつけて使用するよう指導していく。

玉手委員：イノシシ部会より補足ですが、箱わなの方が安全との意見もありますが、箱わなは仕掛ける人の技術によって入ったり入らなかったりする。箱わなを普及するためには現場での指導が非常に重要である。保護管理計画の中でも推進する必要がある。先ほどの八嶋委員の指摘でもあり、農業被害はイノシシがひどいと思われる。西日本ではイノシシの農業被害が一番深刻である。農業被害額、被害面積でみると先行している県ではある時期被害額が下がるのだが、これは耕作放棄をしてしまうからである。イノシシ部会では各市町村に耕作放棄の状況も踏まえ実績と評価の情報を集めてもらっている。22年度の亘理町、山元町の被害金額が260万円位なので被害金額は増えている。市町村によって角田市などは目標頭数は捕獲しているが被害金額は減らないということで23年度は捕獲目標数を増やした次第である。捕獲努力をしないと数字を下げることは難しいだろうし、捕獲奨励金などお金を出して進めた方がよいと思われる。

佐々木委員：みやぎ環境税導入に関し御礼申し上げます。生物多様性、豊かな自然環境の確保ということで期待している。野菜の被害状況ですが、県南農協共済組合から農作物の被害に対して共済金を払うというシステムだが、この中の水稻の部を見てみますと、昔はイモチ病など病害虫の被害に対する保証が多かったが、近年においてはイノシシの被害が被害金額の83%と非常に増えている。こちらも被害額の出し方についても難しいものがあり、田植えのあとの田んぼを荒らした場合は、稲代としての被害額か米代としての被害額かでどちらを選ぶかは申請した人の主観による。野菜であれば卸値か小売値かで違いが出てくる。農家の方にとすると市場に卸す値段ですから、実際の被害額は

何割か高い値段になっているのかなと思われる。目標と実際の数が違う点ですが、まず被害があつてから住民から通報があつてから捕獲隊に依頼して捕獲に動くので積極的に捕獲する方向ではなく被害があつた時だけとなる。耕作放棄地の件ですが、イノシシであれば電気柵設置の補助金を出しているが、その時は居なくなるがまた新たな土地に行くということで先ほど追上げの話がありましたが、電気柵で防御すると防御していないところに行くので被害は増えている。また牛舎の中の餌を食べているイノシシは栄養分が多く出産の回数も増え、餌に抗生物質が含まれて丈夫になり頭数が増える一方である。今後被害が少なくなるように我々も注意していく必要がある。

事務局：環境税に関して補足説明すると、県は黒川郡以北のイノシシに関して個体数調整をするが、そもそもは市町村が環境税を何に使うかメニュー化していて、その中に特定鳥獣有害捕獲があり、市町村が要望すれば環境税を有害捕獲に使えるという仕組みになっている。

委員長：他に何かあるか。

八嶋委員：私が農家をしていてなぜ鳥獣保護管理の委員なのか不思議なのだが、今まで我が家の周りにはイノシシは来なかった。今年、家の周りの畑にはイノシシが来ている。また狐も犬の餌を食べながら生きていて、人を見ても猫のように逃げなくなった。食べ物があるところには動物も集まってくる。農家は野生動物と共存共栄と言われますが、農家の立場では保護と言うより全面的に捕獲していただきたい。目標数を確実に駆除してもらえたら農家は安心安全な減農薬で作物を作って消費者に提供できるが、イノシシが来ると一晩で作物がなくなり、一度食べると毎年同じ場所に来る。2、3日前に犬を放したが、犬の方が怯えて夜は一晩中鳴いている状態である。イノシシもキツネも凶太いし、人間よりも賢くなってきている。角田も同様である。一週間ぐらい来ないと思いきやこちらが油断しているとすぐに来る。捕獲目標は是非達成してもらいたい。ご協力お願いしたい。

伊藤委員：捕獲の話ですが狩猟期間は11月15日から翌年2月15日で終わる。わなに限って3月15日までである。狩猟期間の2月末までの延長はいかがか。一般の方もイノシシの狩猟をすると捕獲目標に達することができるかと思うがいかがか。

委員長：事務局はいかがか。

事務局：狩猟期間を延長して3月15日まで銃を使えるということは考えていない。別に特例休猟区であってもイノシシに限っては獲っても良いこととなっている。今後休猟区自体をどうするか検討しており、場合によっては休猟区をはずして猟区とすることも検討している。日中の時間が長くなり人の出入りが激しくなるところで銃を使うと人身事故の心配があるので、銃猟については2月末まで、わなについては3月末まで認めている。銃猟期間を延ばしていくことは検討していない。

委員長：他に何かあるか。この辺で質疑を終了しまして平成22年度宮城県イノシシ保護管理事業実施計画の実績・評価及び平成23年度宮城県イノシシ保護管理事業実施計画（案）について了承することにしよう。

各委員：異議なし。

委員長：異議がないようなので原案了承することにします。

次はツキノワグマについて

委員長：事務局から説明願う。

事務局：資料4により説明。

委員長：何か意見はあるか。

早坂委員：ツキノワグマに関しては狩猟という部分がかなり大きいと思うが、国の方針としては銃を持たな

い持たせない方向性で動いていると思う。猟友会の方が段々高齢化して銃を持たせない方向になっているので免許所持者が減少傾向にあると昨年言われたが、今はどういう状況か。

事務局：銃を持たせないということですが、銃刀法が改正になりまして銃の免許を所持更新するに当たり審査が煩雑になり厳しくなったのは事実である。猟友会の会員の人数は、平成17年度の会員数は2200名でしたが、平成21年度は1880名と残念ながら減少している。県も減少に歯止めをかけたいということで、銃刀法改正で3年ごとに免許更新の際に教習指定がある場所で技能講習を受け必要があるが、猟友会の希望もあり新たに県のクレ射撃場を教習場に指定し、県南の方は村田町で講習を受けることができることになった。県としてもなるべく銃免許保持者が減らないようにしていきたい。

早坂委員：猟友会の会員数を増やそうとは思わないのか。

事務局：会員を増やしたいという思いはあるが、なかなか若い方が銃を持つ意識がないと聞いていて、中古の銃を提供して安い料金で銃を手にとれるようなシステムを作ったが効果はなかったそうである。

佐々木委員：ツキノワグマはかなり難しい問題でありまして、例えば学校の側で発生した場合は生徒の安全確保の対策を講じなければならない。白石ではイノシシのわなにクマが入った例もある。イノシシのわなにいったクマは県の許可が必要となるが、クマが傷ついていなければ放獣する指導である。その際、獣医を呼び麻酔を打ち放獣するわけだがだいぶ費用がかかる。県で予算措置をお願いしたい。

事務局：県のモニタリングでクマの学習放獣の経費は一回あたり十数万の費用がかかるということで、県では県北と県中央部と仙台と仙南で一カ所一頭ずつの予算を確保したところであるが、今年度は執行停止である。これも環境税の市町村提案メニューの中で措置してもらえたらよいかと考える。県も学習放獣の試験的実施をやって、学習放獣がツキノワグマの被害再発防止になるデータがとれれば市町村に広めていきたいと思う。

佐々木委員：必ず捕まる保証がないので市町村で予算化しても予算を使わないケースが出てくる。また、クマの場合はせっかく捕まえても放獣し、また違う場所で被害になるケースもあるので苦慮しているところだ。

亀山委員：先ほど捕まえるのに18万円かかるということだが何に費用がかかるのか。麻酔代、人件費のどちらか。麻酔自体はそれほど費用がかからないと思うがいかがか。

事務局：人件費である。4人以上で放獣を行うのだが、内1人は麻酔を扱う獣医を手配する必要があるので人件費がかさむ。

玉手委員：山形で放獣に立ち会ったことがあるが、有害でわなにかかっているのもその場では放せない。車で山奥に運び放すことになる。いつわなに掛かるかわからない中で掛かったらすぐに獣医を呼ばなくてはいけない。円滑にやるには市町村の方々が前向きに協力する環境を作らないと。一度獲ったものを放せとは言いつらいことである。今回、宮城県は学習放獣の試験実施ということで環境作りを十分にしていかないと色んな問題が出てくる。もう一点は、昨年山形県の長井市で中学校の中にクマが入り込んできた例がある。現場に行き調査したが、これまでクマが行動していなかった所に進出してきたという何らかの変化が起きている

委員長：他に何かあるか。この辺で質疑を終了しまして平成22年度宮城県ツキノワグマ保護管理事業実施計画の実績・評価及び平成23年度宮城県ツキノワグマ保護管理事業実施計画（案）について了承することにしてよろしいか。

各委員：異議なし。

委員長：異議がないようなので原案了承することにする。

次は（５）次期各特定鳥獣保護管理計画について

委員長：事務局から説明願う。

事務局：資料５により説明。

委員長：何か意見はあるか。

各委員：異議なし。

委員長：異議がないようなので原案了承することにする。

次は（６）今後のスケジュール

委員長：事務局から説明願う。

事務局：資料６により説明。

委員長：何か意見はあるか。

各委員：異議なし。

委員長：異議がないようなので原案了承することにする。

次は（７）その他

委員長：その他として御意見があれば。

各委員：特になし

委員長：無いようであれば、これで議事を終了することとし、進行を事務局にお返しする。

事務局：以上で宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会を終了する。